



# 安全で安心な暮らしやすい社会を作るために 今、私たちにできること いっしょに考えてみませんか

## 「適格消費者団体」とは何ですか？

講師：弁護士 池本 誠司 氏



### <講師プロフィール>

昭和53年明治大学法学部卒業。昭和57年弁護士登録(埼玉弁護士会所属)。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長(平成23・24年度)。東京都消費生活対策審議会委員、消費者庁参与、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会委員、消費者委員会委員等を歴任。主著に、「特定商取引法ハンドブック」、「消費者法講義」、「割賦販売法」等。

新潟県では、「適格消費者団体を作ろう」という動きがあります。適格消費者団体ができると、消費者被害が起きた際、裁判の原告となり、差止請求など、より実効性のある被害防止が可能になるといわれています。まだあまり知られていない「適格消費者団体」について、その社会的必要性和今後の活動の可能性、一般消費者がどのように関わっていけばよいのかなど、わかりやすくお話しします。

※適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたものです。(消費者契約法第2条第4項)

日時：平成28年4月25日(月)

午後2時30分～午後4時

会場：新潟ユニゾンプラザ 4F 大研修室

※事前申込必要 4月22日(金)まで

定員：150人

### <お問い合わせ・お申込み>

NPO法人新潟県消費者協会事務局 <http://www.nsyokyo.org/>

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ1階

電話・ファクス 025(281)5558 (受付時間 平日9:00～16:30)

Eメール [n-shokyo@happytown.ocn.ne.jp](mailto:n-shokyo@happytown.ocn.ne.jp)



主催： NPO法人新潟県消費者協会

申込用紙 NPO法人新潟県消費者協会事務局あて 電話・ファクス 025(281)5558

お名前 又は代表者名	(フリガナ)	参加人数	人
電話番号			